

俗說齋辨

同續編

後二卷
前三卷
合編全

775
255



門曾4
775
253

俗說贅辨序

以守屋為逆臣八耳為聖德伊
尹為割烹孔子為主癰寺俗說
之害人心可懼故辨俗說所以
正人心也世有俗說辨正續新
三編破乎昏愚深矣今又效癰
成是三卷敢贅于其尾家之書
籍援引或出暗記恐不免謬誤



讀者幸訂諸

俗説贅辨一目錄

- 一 日本と傳とりとん説
- 一 越國と夷ことん説
- 一 もつとと中華とりとん説
- 一 栗家郷紙法陽とりとん説
- 一 徳玉と別の字と付る説
- 一 徳圃と陽の字は行る説
- 一 官位と座名紙用る説
- 一 天子の向まとんとん説
- 一 江戸の武法とりとん説
- 一 備有判塔とりとん説
- 一 字ととんとん説

一 傷名はみ瓜節物として名入り人々似たり況
 一 未下と用る況
 一 靈土號命號の況
 一 亦本世美本と況
 一 悲野の牛王典判の況
 一 養のふくは以達と況
 一 天只以察りて用る況
 一 詔許 極聖教と名入りて況
 一 來の玉垣の況
 一 後田老會神の況



俗説贅辨一

日本と倭と云況
世俗日本と稱して倭と云

今抄ありし北なり日本稱倭辨曰耶麻騰之為國
 號也昉乎神代盛於皇朝有山迹山戸山止之三義
 而猶有秘訓填之以日本二字者原於舊俗比濃茂
 騰之名而亦有大日靈貴之訓傳其義精矣若夫倭
 字西土之所號和字後世之所轉皆非我之稱而訓
 之為耶麻騰亦特隨乎流俗之所馴習爾非嘉而從
 之也舍人親王筆日本書紀於神代卷不用倭字至
 於人皇紀假用為太和一國之號以別之全國身未
 嘗為天下之號也其辨嚴矣應神紀大倭本滿致蓋從
所稱倭此孝德紀我大倭及天武紀銀在倭國偶洩於改削身
孝德二年日本倭根子天皇是合削倭字而誤存之者其改正
寺段於其他外國之稱我者尚多文人詞客奇而用之
此可見

大正二年一月廿寄
 中村猶雄氏贈

莫考其實焉鄙哉或問西土何以名我國以倭也曰本朝舊說云吾邦人始至西土彼人曰汝國之名稱如何自指東方答曰謂吾國故漢人即取吾字之初訓命之曰倭近世武江人見友元曰倭與矮通短人也與邦慢我之號二說未知孰是但以後漢倭奴倭高之號及唐書倭國自惡其名不雅之言攷之後說恐為是蓋據前說則倭就漢人之訛據後說則其受漢人之授以此為我國之號豈理也哉中葉以降曰倭歌曰倭訓曰倭琴因循流傳至不可改是可歎也曰耶麻騰之名創于神武天皇蓋天皇定天下到太和國王業始成仍以定王業之地為國號猶周武王於岐周定王業故國號周此說諸家相承已久而貝原損軒亦有言神武帝之東征也自浪速過於河內將逾於膽駒山而入于太和其方駐六軍於膽駒山之西也以其地在于淀河之

內故號其國曰河內以其地在膽駒山之外故號曰山外蓋對河內而為言也恐非山迹山止之謂且以在膽駒山之北號其國為山背此說近於人情切乎地界而耶麻騰之為神武以來之名益分明矣吾子未之聞乎曰耶麻騰之為天下號尚矣二神之生國也有大日本之名而伊弉諾尊自日本浦安國饒速日命時為虛空見日本國此皆橿原御宇以前之稱豈得悉指為後世之追號乎損軒之說誠如子之所稱但舊事古事及日本紀有山背號而無山外字且日神都於天安河舊矣故神武紀稱為中洲豈以在一膽駒之東外為山外哉蓋管及履考之山外之說恐亦傳會耳譬如釋徒稱大日靈貴為大日如來雖極切近而非事實也蓋古者稱國之壤區往往以同名和泉國有和泉郡河內國有河內郡其類寔繁何害乎先有大日本國然後其

埃區有ニ小日本國耶故神代卷曰日本國之三諸山
此可爲正名矣何煩假岐周以爲說哉且山城國亦以
背山而名耳猶河內國在淀河之內日向國之向背蓋
據各國之形勢而名也何以遙主膽駒山乎夫神聖之
創業立政當緩急本末神武當時駐六軍於膽駒也
會戰神策日不暇給其豈遠爾制玉趾未加三國之名
以張虛勢哉帝王之舉措恐不如此也損軒拘拘膽駒
執而用之不察其弊於物情之甚嘗冥千慮之一失歟
○我國と表といふは
俗名の偽我日本と東夷と云ふ
今按ずるに非るり孔子の春秋にもわつと中國と
もわつとれ政のむらぬ國と表はたあらひぬり
是子世の教也我國と曰くは人の心と和とすこと
は既にいへんをいへ日本とすは一倭といふをいへ

天理の自然あり俗儒もといへる唐ハ中國
其外れ必ハる夷狄と云ふよりよく春秋とよむ人ハ
かゝのてくなす我が國と中國と一なるの政化
のさへぬらふ夷狄と云ふは是も是よりて日本
紀より我日本と中國と一轉とハ夷とも西戎とも
西羌とも云ふ我國の人と對して我使と皇華使
といひ我人と王人と云り也して我國の事と云ふ
といひ我人といへるも我國の事と云ふは西土之君周
成王やかきのみいふ也所ハ日出處天子致書日
汝處天子と云ふれより是よく春秋の旨と云ふも
わつとらふも我國のこゝく我國と云ふは
こゝと中國と云ふもわつとらふも我國と云ふは
なほこゝろえハ黒白不事と云ふ弘安の變のこゝ
大義と云ふり我我國の弱と云ふは

他人の爲にあらざりて日本史記に作
雍熙元年日本國僧裔然與其徒五六人浮海而
至太宗召見裔然存撫之甚厚上聞其國王一姓
傳繼臣下皆世官因歎息謂宰相曰此島夷耳乃
世祚遐久其臣亦繼襲不絕此蓋古之道也中國
自唐李之亂高縣分裂梁周五代享歷尤促大臣
世曹鮮能嗣續朕雖德教往聖常夙夜京畏講求
治本不敢暇逸建無窮之業垂可久之範亦以爲
子孫之計使大臣之後世襲祿位此朕之心焉
嘉謂太宗謂中國唐李之亂豈推唐李哉秦漢已
下皆然也推上而極言之則包犧氏沒神農氏作
神農氏沒黃帝堯舜氏作湯武革命若我國寶祚
天壤無窮之神勅萬萬歷歷焉則六合之間載籍

之傳譯說之通所未曾見聞也且中國之名各國
自言則我是中而四外夷也是故我曰豐稔原中
國亦非有我之得私也程子論天地曰地形有高
下無適而不爲中實至極之言也六の說明なり

○もろこしと中華といふ説

俗名の儒もろこしと中華といふ

今拙著の「北の元」曰く中華と中國礼
義の華と名めり法夷の對する名我日本
法夷の對して中國といふ華夏といふ日本紀及
令もろこしといふ漢とて中華といふ漢と決
り可なり漢たり西山日本史と名し漢といふ漢唐
宋元明清と國号と稱しりひ次とて俗儒のあり
漢といふはもろこしと名めり漢といふ漢と決
り可なり漢たり西山日本史と名し漢といふ漢唐
宋元明清と國号と稱しりひ次とて俗儒のあり

井澤在考曰生後日中
南の爲りていふ
其の中華といふ華
中といふ華といふ
中といふ華といふ
中といふ華といふ
中といふ華といふ
中といふ華といふ
中といふ華といふ
中といふ華といふ
中といふ華といふ

て日中といふはもろこしと名めり漢といふ漢と決り可なり漢唐宋元明清と國号と稱しりひ次とて俗儒のあり

唐書の地理記述に於ては洛陽と長安の間に京師と稱すは洛陽を指すなり

○平安城と洛陽

世宗と洛陽との間に平安と上洛との又京と長安との間に山城國と雍州とのふとのあり

今按ずると洛陽より京と平安城と中一京師皇都と中一平安城と稱して他号と稱するは漢大やくせり。漢見氏稱呼辨曰名分之學不明則事無體制細紀隨壞凡所以理國正家制行脩辭皆苟焉而已矣且若近世諸稱呼訛謬尤多如我國都自桓武皇帝由南都遷于今山城愛宕郡命號曰平安城以後歷朝因之未嘗有革則是今日通行不易之定稱也然世作詞章裁簡牘者率稱曰洛陽曰長安雖承襲之久全無意義周成王都河南洛水之北因號曰洛陽猶汾陽河陽之類特異國一處之地名耳至於長安則亦關西都號

本郷名而漢高祖取以名咸陽與洛陽相對實有方地可指豈可以此稱於別都耶況我國予又城の因と雍州と山城國のふと蜀とのふと類ハ是兒曹の祇造といふ其是此と論ずるは凡そ方都と云ふ字夷の都をいふ夷の字と冠してまふハと云ふは其れ外也。社すべし備上公の礼のむり也。ハ

○洛陽と別の名と行

世俗日本の國々別の字と分く山城國と山岳といふ和泉と泉別といふ類。今按ずると此之を古よりなく不用する中古西土の字たる流行するは西土を擬する多く西は高貴よ天下と九州よりなることとこれとて詩文に和泉と泉別刺史をいふなり

これと式正をりてくは不用日本紀等の國史也式
なりて用ざりてくるべし其後虎關が元亨釋書なる
州の字と用しるも其の人法登に用るべしなり
日本國字に國字國とありて一應の少なりと國
郷村とありて一帝王より乃て天子何れ國
擬して州とすべしなり
○法蘭陽の字代は夜
世俗國に陽の字と付攝津國と攝陽播磨國と播
陽とあり

今抄より一非なり稱呼辨曰尤可笑者凡書諸國
號必以陽字帶之攝津為攝陽播磨為播陽筑紫為
紫陽大坂為坂陽其餘皆然其意以為是則美稱也殊
不知陽本對陰乃山南水北之謂如華陽岳陽洛陽汾
陽之類而若無山水可指標者則雖大都通津亦不可

以陽呼也山北水南謂之陰亦同
○官位の唐名と用る記

世俗在位の唐名と用る中絶言坂若しといひ法實は
朝散大夫といふ類也

今抄より一非なり我皇官名と若し世々易りありて
今乃各々定れり何西土の官と曰く一々や其美
不同して強く名とけけありて浮落なる事之
源准信の職原抄にも唐名と用る一法也
稱呼辨曰以唐名稱官名稱國守為諸侯可謂疎也
○天子の同よま答と勅答といふ
世俗天子の同よま答と勅答といふ
今抄より一非なり天子の臣下の同よま答といふ
勅答といふ國史の中官位上表の付ある勅答不許といふ
り多し天子の同よま答といひ臣下の同よま答と

答奏カウソウ一と久々わやうりるの久多さとし

○江戸と武陵しつ流

俗儒江戸武陵と書する事あり

と稱すりしは國と武陵とらひし邊地と江戸と

市より改むりるなりしゆの河と武陵とありしんや

乞又例の西とく擬すりの字意をり稱呼辨曰近

來有居鴨川之東西稱為河東西及江東江西

者居堀川東西者亦然大抵其鄉里宅舍邊才有

一水便要以江河表之比擬異國地名甚可鄙矣

江戸と武陵しつ流とく類なりしんや

此俗はむしつりるなりしゆの河と武陵とありしんや

○儒者剃髮する流

世俗儒者多く剃髮す

今按よりしれ元禄年中に改乃て設有きし

儒剃髮辨曰從俗違俗而中者君子也流焉過焉者

小人也子曰君子之於天下也無適也無莫也義之

與比又曰麻冕禮也今也純儉吾從衆拜下禮也今

拜乎上泰也雖違衆吾從下是乃君子和而不流中

之而不倚者也世儒不知之徒見浮屠祝髮癡坐人

上尤而效之而曰泰伯亦斷髮素夷狄行乎夷狄從

俗之中是乃小人之中庸無忌憚之甚如漢之胡廣

呂溫唐之柳宗元者猶不至此也夫泰伯處父子之

變全三讓之德逃而斷髮以泯其迹焉則是聖人體

道之大權而非君子守身之常法也矧春秋傳載子

貢之言曰泰伯端委治周禮仲雍翦之斷髮豈禮也

哉有由然也據之則泰伯未嘗斷髮也若曰吾學仲

雍也則仲雍身中清廢中權世儒果何道之所仲哉

所謂素夷狄行乎夷狄者君子素夷狄而行其道
於夷狄也非行夷狄之道也子欲居九夷或曰陋
如之何子曰君子居之何陋之有此之謂也孟子
曰吾聞用夏變夷者未聞變於夷者也如世儒苟
變於夷又從為之辭且其曰從俗者無稽之言也
何哉我國自古王公未嘗剃髮中葉以降士民之
俗圓剃頂髮束其餘髮於後而斷其端焉然則世
儒剃髮是其黨之俗而非天下之俗也以此言之
其不雅於孝經之訓亦書所謂亂俗者也

○學者作衣幅巾と云るは
俗者の學者朱子の衣礼と用ひて私に作衣幅巾
と云るものあり

今按るに非なり孝徳天皇白雉二年新羅貢調
使知萬沙食等著唐國服泊于筑紫朝廷惡忍移

俗訶噴追還新羅の人の衣の取と云ると云るは
かたり況我日本の人とや罪科不殺との

○儒者姓名と節節して西土の人と云るは
俗に於て多く姓名と節節して西土の人と云るは

今按るに非なり此より中なるもの
と文琳といひ菅家と菅三といひ三善清行と三

耀といふ是と字といふところの字といふは又
異なりとの又坂東高野と賀能といひ大江匡房

と萬歳といふ是と及名といふ共く西土の人の名
と云ふは又も妙なりなりぬ姓名と云くは人々

○朱子と用るは
世俗の學者得文と云り朱子と押す

と云るもの非し朱子ハ天子の法印より外に

と云るもの非し朱子ハ天子の法印より外に

狩野永納本朝畫印序曰本朝上古有位記之御請
印洎太政官之印耳其餘至八卿士庶之家又不聞
有朱印近世不言魯賤縑素淡翰作詩文必有朱印
是乃建仁元久之間禪門流布于世以來效於異國
之僧所爲也畫師亦如斯在昔之和畫不見有印雖
去佐家亦然彼筆緣起草紙之尾記其官位氏名也
身夫畫家印章者本朝三百年來用之已深んるを
此の字を朱印と用るは天國の出来なりとの字なるは

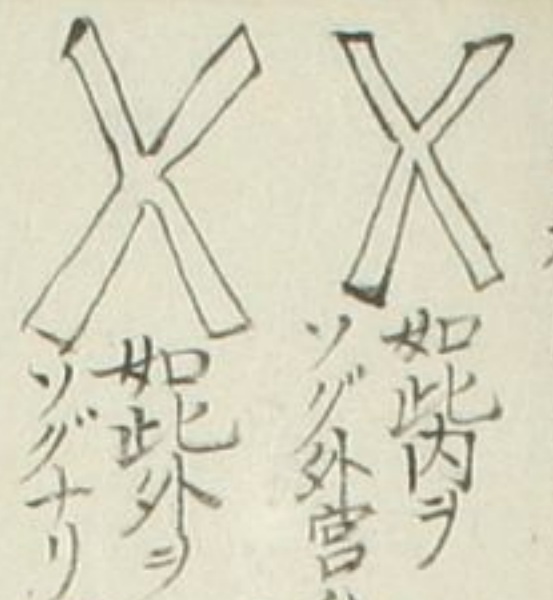
○靈社號令號の説

世俗の人何の靈社某の靈社と社号と名あり自ら号
する人あり又社はありる人より許すともや又
何の令某の令と名づくるも何れ

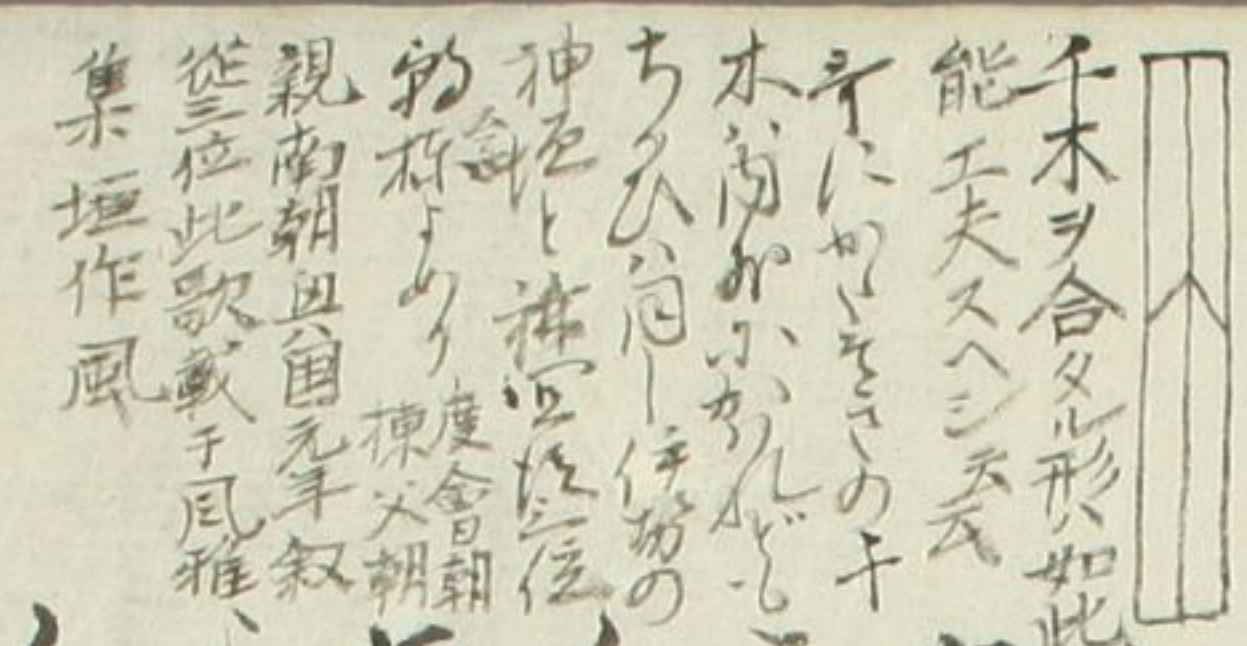
今拙り非之凡古の社名其地の名とよぶは
勢鴨春日の類を教ふ又人の名とよぶは

宇治天穗日命社を和國葛上郡に重なり代主命
社社の類を教ふ又人の名とよぶは
小野社久我社等の類其教ふ又俗に
修載する社は名大ひひり又俗に
よびりあり富吉の社其の社の名
なり中右佐號と撰して
宗道畫敬天皇と名ひ宗道天皇社と名ひ千
楠の社、南は社社と名ひ乃公豊國大明社
系照大權現おの教なり是はたまたまあり
名は社名を延靈社あり又社名弟從卿と社海靈
社と名ひ
後水尾帝さかりし社あり
御許とよむ所ありる社名中右と土津と山崎と
無如と名ひ吉田兼敬卿其社體と封のひり
なれんかやと名ありるこの社か社と名ひ

形佳号と云くハ此の社号と云ふ事
 備前の基しきりすやと云ふ所の凡そ
 きて末の所人由女を奉れた幼男の夫
 重江号と云は社号と云ふ事あり
 是れ其の社号と云ふ事あり
 新に社名あるは先法華傳金と云りて
 勢多社と云ふ事あり
 本と云ふ事あり
 人として云ふ事あり
 約きたの素の御と云ふ事あり
 ○千木津魚本乃記
 世俗の社名も亦此の社名と云ふ事あり
 曰千木上六神
 棟舎端二兩ツ打
 違々木也此木
 永木氏又水邊
 たり内宮外宮ノ千木
 ノ千木様内宮ハ



雄略天皇紀曰天皇自日下之直越道幸行河内奈登
 山上望國內者有上堅魚作舎屋之家天皇令問其家
 云其上堅魚作舎者誰家答曰志幾之大縣住家余天
 皇詔者奴乎已家似天皇之御舎而造即遣人令燒其
 家これと云ふ事あり天子の宮殿なりてハ堅魚本あげぬ
 今五橋家の所家小住先社の社あり
 今本は堅魚本と云ふ事あり大住の六丁目ハ此の社あり大
 臣なれども小住の社あり今本は堅魚本なり此の社あり
 今本は堅魚本なり此の社あり今本は堅魚本なり此の社あり
 往く今本は堅魚本なり此の社あり今本は堅魚本なり此の社あり
 ○能那の牛王血判乃記
 世俗の折言也能那の牛王血判乃記
 能那の牛王血判乃記



千木ヲ合タル形如此
 能工夫スヘシ云云
 千木合タル形如此
 能工夫スヘシ云云

血とつてけをさるるを此れなり然れども此の社に
とひひらくものもつこのはらまをやまのな
とまりゆきくつと心あらん人徳すつと

○墓の上、社と建ふ況

世俗墓の上、社と建ふ事あり

とありなり、北之瓊、杵尊、日向國可愛陵、葬
ちり、神体、伊勢、外、ま、次、彦太、出、尊、ハ
日向國高屋陵、葬、なり、神体、長門國和布刈社
ま、ま、神武天皇ハ、太和國前傍山陵、葬、なり
神体、山城國下鴨、ま、ま、仲哀天皇ハ、河内
國惠我長野陵、葬、なり、神体、越前國氣比社
は、ま、神功皇后ハ、太和國狹城眉列陵、葬、り
なり、神体、山城國、ま、ま、應神天皇ハ、河内國
惠我謙伏陵、葬、なり、神体、

豊前國宇佐宮、ま、ま、

欽明天皇二十年、勅、陵、前

立社、と、縁、起、あり、神、ま、天皇行幸、の、や、あり、ハ
陵、社、と、下、冷、なり、なり、仁德天皇ハ、和泉國百舌
鳥耳原陵、葬、なり、神体、山城國平野社、ま、ま、
安閑天皇ハ、河内國古市高屋丘陵、葬、なり、神体、ハ
太和國吉野郡金峯社、ま、ま、天智天皇ハ
山城國山科陵、葬、なり、神体、ハ、陵、の、お、百、丈、なり、ハ
あり、と、ま、ま、社、と、ま、ま、
あり、す、天武天皇ハ、太和國高市郡檜隈大内陵、ハ
葬、なり、神体、ハ、伊勢國桑名、ま、ま、坂上田村
丸ハ山城國山科里、葬、なり、神体、ハ、近江國甲賀郡土山
社、あり、と、ま、ま、古、代、の、法、社、と、様、體、の、ま、ま、
ま、ま、の、ま、ま、と、代、め、ま、ま、の、ま、ま、
ま、社、と、ま、ま、人、ま、ま、利、甚、ま、ま、ひ、て、舎、人、親、ま、ま、

け巻旅尾よりさしとらまへて瓜げつり年けてまゝ
 一社とてそと旅尾社と名づくゆゑの古名をえりて二十
 年たつてふかきたてたり御^{ホウ}いごりくつとま^{コト}く^{タマ}神の
 瓊^{ホウ}矛^{ホウ}於^{ホウ}遺^{ホウ}了^{ホウ}いごりくつとま^{コト}く^{タマ}神の
旅尾の稲佐の鳥居の内方の方あり
旅尾社の北九町ありありありありありあり

○忌日と祭日用る流

世俗先祖の祭り忌日を用る人あり
 と持するも此の祭の吉札をり忌日ハ悲患^{ホウケン}日^ニななり
 用るべし也 神武天皇春三月甲午朔甲辰崩以
 日本長曆考之月之十一日也下鴨祭四月中酉
 日也 神功皇后四月辛酉朔丁丑崩月之十七
 日也伏見御香宮祭九月九日也 應神天皇春
 二月甲午朔戊申崩月之十五日也八幡祭二月
 初卯也自朔日至十二日之間也又三月中旬日

又八月十五日也上宮太子二月五日薨天王寺祭二
 月二十二日也舍人親王天平七年十一月乙丑薨月
 之十四日也藤森祭五月五日也菅家延喜三年二月
 後五日薨宇府祭八月廿二日至廿四日也北野祭八
 月四日也と代忌日と用て先祖の祭りとて誤甚し
 詳は瓊^{ホウ}矛^{ホウ}拾^{ホウ}遺^{ホウ}了^{ホウ}いごりくつとま^{コト}く^{タマ}神の
 ○諸神 禁裏の番と勤のふ説
 位方侍のふ事二箇箇の注^{コキ}保^{コキ}毎日 禁裏の番と勤のふ
 と大災厄^{ヤシ}免^セれとてその日の尙あるは神林^{コキ}免^セせとて
 之を^{コキ}保^{コキ}とゆひくと事^{コキ}免^セれとて

とありたりと事^{コキ}免^セれとてその日の尙あるは神林
 保して事^{コキ}免^セれと許すとて天下^{コキ}下^{コキ}好^{コキ}保^{コキ}免^セれとて事^{コキ}
 神江内門にありと事^{コキ}免^セれとてその日の尙あるは神林
 氣^{コキ}免^セれとて事^{コキ}免^セれとてその日の尙あるは神林

○朱の玉牆の說

世俗朱のびがさしとて非江の地海しとわらるるなり

木削皮曰赤木箋云有皮曰黒朱無皮曰赤木非唐木也今按神社朱玉牆可以此推之朱塗之尤無謂也

○櫻田院令非体は説

俗方櫻田院の非体とて二儀と依く非なるあり

以物するを非なり非は是なる言らるの道理あり
天名三諦の説より出で非はの法ありと後同考ハ虎明耀
眼は燃鏡すも議論明白なり是なる言らるる言らるる
いふやるを非使するも大神を禽獸とすらんや元朱及唐申
祭の祝詞と文飾しともおとよぬんがく凡依とつたり
非しするは路非れなり非已し依俗説非は内なるあり

俗説贅辨一

俗説贅辨二目録

一 伊勢内介交とひつりとあり説

一 子と親を説

一 吳姓は出て子とあらむ説

一 人と座て系名を傳り説

一 大友とあるの説

一 教頭は説

一 日本上長の暦の説

一 尚世日本は暦西云の暦は説

一 新婦入と産りの説

一 水あらしの説

一 関東百座は説

- 一 皇祖の名の説
- 一 祭式の説

俗説贅辨二

伊勢内外をいふものとありて説

世俗伊勢をいふと云ふは内外のつらなるる
天照大神をいふと云ふは内宮をいふ

今抄よりいふに内宮ハ天照大神をいふと云ふは

代より世々此帝王は内宮をいふと云ふは内宮をいふ

崇神天皇は内宮をいふと云ふは内宮をいふ

伊勢坐の地と云ふは内宮をいふと云ふは内宮をいふ

伊勢内宮と云ふは内宮をいふと云ふは内宮をいふ

豊受大神をいふと云ふは内宮をいふと云ふは内宮をいふ

雄略天皇は内宮をいふと云ふは内宮をいふと云ふは内宮をいふ

の系は内宮をいふと云ふは内宮をいふと云ふは内宮をいふ

内宮をいふと云ふは内宮をいふと云ふは内宮をいふ

より伊勢をいふと云ふは内宮をいふと云ふは内宮をいふ

武内外者カレ神よりより内文乃神は内文はヤと
目り卯文の中は瓜の子はむむのりからす卯文の神は
卯文は甲辰はささより内文は甲辰の子はむむのり
あつていざもあまのは成なり世俗は法式とあつて内
卯のりちもこうすす仔細とさやせは塔 天照
大神とあひひやうたのてとこうな半ありこと
くく取する用念人のあますく卯文はむむのり
て内文はあつてぬもなすや 禁書 宮の卯文
よりハ波神は卯文よりハ拾垣神は法後を福と奉納
るもねハ内文はつてハ本を卯文よりハ春本を卯文
右麻とさくさすも成山のりなり末の半まで
は法とあつていざもあまのは成なり世俗は法式とあつて内
卯のりちもこうすす仔細とさやせは塔 天照
○子と教すは

世俗の人貧しくともとくす即教をいなり
とあすくく卯文も人倫の大要なり 教とては子と教と
は子とて教と教すはささくさや 西は東漢の賈彪
とつて人新息とて教のを行くはささくさく
標とて人と教すと罪と同一とせり 新息の城の
南は盗人と劫し害するものある城小は婦人子と教す
ものあり 魁とせんくは行くは下殺の者魁が馬と
あつて引向られ魁怒て曰盗の人と教すハ世のたのりなり
か子お教すハ天は道ひはは莫大はをせととなりて
ははあつてをせりてと罪よりささくさくさくは
教年のる子とさりあけ育くもの教あつてささくさく
かひ忠と感して皆賈とさく一字を名はささくさく
何ららとさくははあつては法也日本のとんこれ政
一ははあつてささくさくさくははあつては法也日本のとんこれ政

わがよき國史は多く語りしを吾等は申す民と奉りて
て子と所するを標しなすなり是皆後世の親又
胎内の子と業と用て破るに教ふるあり是皆民の
をふるにそれとのよかきことす大なる教もま
有しなり是又けしきく教する何事なりんや
やの事ハ人々のもの一由に成となり豈けだ
この子とくぬよ似てらんや
○吳姓と楚とて子とするは

世俗子なる人亦姓吳姓と云ふなり
今捕下り非なり不年一して漢人の己が同姓のを
さ同し求て云ふすべしりしをさぬに成しをく
るも同姓の人とておて云ふすべしをさし同姓の人
さなりさなりは天子の姓と滅しぬかんとて已下
代を家と絶すべし是皆人の中を己が姓清和

源姓ありは清和天皇は沙血すぢなりいりよ末の世よな
りしりしともい皇孫れすぢは他人とすまじゆべりや
平姓なりは桓武天皇乃皇胤友姓ありは天兒屋命の神
孫橋姓ありは敏達天皇乃皇孫より身よむて血脈を
とりしりゆべりや一楚乃をさしきなり一門のを切る
しりしりよと教ふるべしりしりゆべりは大事なる所昔
鄭の國王子なり一楚皆楚の國王子その子と語りて
孫なれば親しきおなふりしりしと孔子これとて
ありて宮人滅鄭と春秋は筆しありこるりよ
これとていば君子とする人もとより非之君子にハ
を人も人の家と滅す罪歟なれありお家互よ心ぬ
づきりなりいり海は神ありは慈せぬやりの事
うらみなりは吳姓君子の人十あり九ありなり
繁昌するなり一楚は楚ありは楚て戸さし楚の礼

○人と雇て系圖と仰る流
世俗家の系圖と仰るんと欲する人先祖曰式守傳るれど
それよりおとあつてと祈りてとを祈りて系圖なりと
号する者ありとその人へ祈りてせむ彼人へくはりて志
らぬ先祖と乞ふとて宿後家系本意をへく上より下
代もひびき流りて出するありと

今掲げりて人として先祖を乞ふぬが事なるの
事一なりはよく祈りて明くむと半句祈りて明くも
王公の家は世にこまらぬと乞ふと世に世に世に
なり子孫と乞ふと世に世に世に世に世に世に世に
記して子孫と乞ふと世に世に世に世に世に世に世に
まももまもまもまもまもまもまもまもまもまも
りて子孫と乞ふと世に世に世に世に世に世に世に
罪大なりと祈りて系圖と仰る人ともなりと海軍友傳

何と云ふもある人の心よりとて世に大系圖の内を
れくは系圖と仰りつけ年代をく中後と流りつけら
とれ石とバ幾人も祈りて世に世に世に世に世に世に
まもまもまもまもまもまもまもまもまもまもまも
生じまもまもまもまもまもまもまもまもまもまも
乞先祖の子孫と乞ふと世に世に世に世に世に世に世に
まもまもまもまもまもまもまもまもまもまもまも
らんまもまもまもまもまもまもまもまもまもまも
あつて人の家も美姓の者なりと祈りて世に世に世に
ひまもまもまもまもまもまもまもまもまもまもまも
般人といふものなりと祈りて世に世に世に世に世に世に
と祈りて世に世に世に世に世に世に世に世に世に世に
まもまもまもまもまもまもまもまもまもまもまも
まもまもまもまもまもまもまもまもまもまもまも
まもまもまもまもまもまもまもまもまもまもまも

允恭天皇の御宇に人々失已姓或故忍高氏とと憲のひ
味檀丘といく流氏姓人盟神探湯とて姓と受め
俗に〜〜〜盟神探湯とての代の次火と
る勢とるや、之後次田親王の姓氏源氏撰〜〜時
は病とゆせざるひ〜〜皇朝の盛なり〜〜時
あく毎世不系と獻せし國書寮よ花の〜〜記
沙汰なり〜〜又西はれ人〜〜の文集〜〜系圖の序
名〜〜大抵皆俗質と〜〜みながら〜〜るものなり
然る人の國も多きなり〜〜人も多きなり〜〜なりと
て俗ハ學〜〜なり〜〜系圖と作り人正直と名じ
て俗ぞんバ社名への存ゆる〜〜志ん〜〜乃めぐ
〜〜なる〜〜ん〜〜つ〜〜人のお〜〜系圖改俗修り賦
とじ〜〜り世と〜〜り〜〜人子孫あり〜〜り
西〜〜り〜〜り〜〜り

○大友志鳥の説

俗の草名よ大友真鳥といふ人孫叛〜〜り〜〜ありと
と按あり〜〜は正史密録〜〜見す恐〜〜誤なり〜〜
日本紀よ雄略天皇即位以平群臣真鳥為大臣以
大伴連室屋為大連清寧天皇元年以大伴室屋大
連為大連平郡真鳥大臣並如故武烈天皇
紀曰億計天皇十一年億計天皇崩大臣平群真鳥臣
專擅國政欲王日本湯為太子營了即自居觸事驕慢
都無臣節大伴金村大連討之誅真鳥乞ホ乃り〜〜と
あやまり供て誅の公と注叛人の名と〜〜り合也
て大友志鳥といふや

○齧頭乃説

俗の學志志物の〜〜り〜〜と〜〜と齧頭〜〜り
〜〜り〜〜り〜〜り貝原益軒自娛集曰近年自中

夏所來之書有解其義而為標註者率號之為螭頭
且我邦之書生輯錄於標註解釋者亦往往悅其名
之奇異以是稱之公然筆之於書吾未知其命名之
稱其義與其出處之有的據疑是明季及胡清雜學
俗輩之所稱耶何其鄙凡而不典雅也何若稱之為
標註乎以是稱之其誤也然又按之其出處
軍書の末に螭頭の云々の人のせりしるるあり
螭頭の圖なり巨螭が蓬萊方丈瀛洲なり神
山と首を戴く如きものあり列子にせりしるる又杜如松
等の十八学士唐太宗のうへにせりしるる通鑑にせり
瀛洲と河の人のいひるるやしりしるる通鑑にせり
これハ此四書に於て天下にせりしるるの
の蓬萊山と登りしるる書籍に人より買入
流言の心とては螭頭の圖と偽しるるなりといふ

何よりんぬらん 螭頭といふは古物の首(注)と
ありとせりたり 同隨の玉なり

○日本上古の曆は
世俗の學者云日本上古ハ馬ナリ日本紀ハ 神武天皇
よりこや日の支干なりとせりしるる西土の書と写し
くらふのなり

と按るるハ説非なり 神武天皇の甲寅の年ハ春秋
莊公二十七年甲寅なり 孝昭天皇ハ八年癸酉ハ春秋
哀公の二十七年癸酉とせりしるる二百年世儒のヤスリク
日本紀ハ春秋ハ月の大小日の支干ハ符合す
今日日本長曆ハ春秋述曆と云ふつと合せり考り
不合り多し日本紀ハ 神武天皇甲寅年十月丙
戌朔とあり述曆莊公二十八年乙卯正月小丁亥朔な
り是一日のを區あり周ハ十月と正月ハ用るハ此の

上月八周は元年正月なり日本紀より神武天皇戊午年冬十月癸巳朔とありと述曆莊公三十一年戊午十二月小甲午朔也又一日のを区あり是曆法支國同くくさるとるべし悉くくさるべし此れは記す孝昭天皇九年甲戌八周貞定王二年也持統天皇五年辛卯八唐中宗嗣聖八年也とある一子一百六十八年我朝の書と西の書と支干のありを考ふ。不谷より多し漢武帝元鼎五年己巳十一月辛巳朔且冬至とお漢書よありは時まて八十月と年始くくさる我朝くさる開化天皇四十五年戊辰なり閏十一月小朔日庚辰二日辛巳なり彼朝の曆一百乃差あり閏とを又同くくさる漢武帝太初元年丁丑十一月甲子朔且冬至とあり我朝開化天皇五十三年丙子十月大甲子朔十月小甲午朔

十二月大癸亥朔閏十二月小癸巳朔あり是中氣なりてや閏はをやと異なるるべし又推古天皇三十六年戊子三月丁未朔戊申日有蝕盡之是二日此日食なり通鑑唐太宗貞觀二年戊子三月朔日食二日進退なり舒明天皇九年丁酉三月乙酉朔丙戌日蝕之又二日の食也通鑑貞觀十年丁酉三月朔日食是又二日のを区なり此曆は不同又朔なり日本長曆と考ふ。神武天皇元年辛酉歲より仁德天皇十年壬午歲まて九百八十二年此曆法同く算術也仁德天皇十一年癸未歲より曆法改まり中氣六十九萬分と進む是より舒明天皇六年甲午歲まて三百十二年此曆法同く曆法なり舒明天皇七年乙未歲より中氣月朔と進て曆法又改まり皇極天皇元年壬寅歲まて八年同く曆法也

皇極天皇二年癸卯歲又節氣とをめぐり曆法改まり

持統天皇五年辛卯歲まで一平九年同じ曆法なり

中納言曆法改まりと日跡の跡らめし國出の法に依りて

人文に依りて日跡の跡らめし國出の法に依りて

持統天皇六年壬辰歲より貞享元年甲子歲まで九百

九十三年西土に曆法と用らるる推歩法に差ひもてゆきし

くハ日月食曆とありて天に現す又天に現すとも曆

よとてど天下万民にまじりて貞享二年

詔ありて新曆公用とて家府節氣とて日月食

の毫の差なりと目五皇の推歩曆友の命とありて

在在式よりあり又後醍醐天皇に依りてまじりて

と見えりしり少もありてとてわがつものるよ

とありしひん板書に依りて推歩の術も家府に依りて

人となりしり負事よりありて報りて七曜曆と

奏吟やりの御を奉のまじりて是國よりありて

まさなり曆なりとてこれに依りて年世治文事興

の勅意とてその凶衛太閤獻る術とて曆の日月星

乃七曜ありたりとて世とて報りてとてや奉の

實といひて奉りてありて

○古世日本の曆西土の曆の説

俗説曰日本と世曆と改てより一平十年は月か

又節氣西土の曆と大にお違あることとて物の上にお違

えくはなす日本にのみかハ西土にのみかハ

はるるるるるるるるるるるるるるるるるる

とありては流那なりれども曆制なりとてありて

人となりてはるるるるるるるるるるるるる

るるるるるるるるるるるるるるるるるる

ころるるるるるるるるるるるるるるるるる

ころるるるるるるるるるるるるるるるるる

の曆日月食ふらく訖して天よ存てま差りて西土の曆
日月食とけくゆするなる一は西土は算術あるが故に
他多き所ふりくしてけりともてり一は西土の
曆の甲よりたると知る一は西土は算術あるが故に
今よりいへりたると知る一は西土は算術あるが故に
なれど定望の期はよりて西月なりとるる多し
は西土の甲よりたると知る一は西土は算術あるが故に
よ定りたるなり一は西土は算術あるが故に
るる一は西土の甲よりたると知る一は西土は算術あるが故に
月八十五日午四刻三月八十五日卯一刻四月八十六日
亥初刻五月八十六日午初刻六月八十六日亥八刻
七月八十七日巳二刻八月八十六日戌一刻九月八十
五日寅六刻十月八十六日未三刻十一月八十五日
子三刻十二月八十五日午三刻西月なりとるる多し

差ある物なり節氣のるる西土は子星西よあると日本
八千里東よあると別張の差はなりてりかぬるこ二
日まで差ふは西土の曆なりとるる多し一は西土は算術あるが故に
なれど定望の期はよりて西月なりとるる多し
降曆乃跋よ立表測景定節氣者とあり嘗承る
日本の曆ハ教多表と立ててを至夏至春分秋分の各
の寸尺とよりりて定るる物なりとるる多し一は西土は算術あるが故に
とるる多し一は西土の甲よりたると知る一は西土は算術あるが故に
るる一は西土の甲よりたると知る一は西土は算術あるが故に
氣の正しきなりとるる多し一は西土は算術あるが故に
康熙五十二年癸巳の七曜曆このは信りり来たりと
年正徳三年癸巳年中不承のめりりれ月よとて成
大星よとてきまひなりとるる多し一は西土は算術あるが故に
何とてりり物ありとるる多し一は西土は算術あるが故に

と西は乃七曜といつとが今ぞと訂しててたよ記す天
文よくあつる人の上よハなとくうさるるあれとされ
とハ及なりしこハ只るたの人も知するべしあめめ也
時憲曆康熙五十二年癸巳正月元日己卯合朔戌時正
初刻日在牛六度月會在尾十三度如此則月西日東相
去四十三度戌時何以合朔故疎謬之甚每月如此貞享
曆正德三年癸巳元日合朔亥初刻日在牛六月會在牛
五可謂合朔矣西土當時曆
法號時憲曆

元日木星時憲在婁四貞享在女十一貞享在西時憲在東
相去七十六度火星時憲在昂西貞享在軫二時憲在西
貞享在東相去百二十七度土星時憲在角九貞享在張
四貞享在西時憲在東相去六十二度金星時憲在井二
十貞享在室初貞享在西時憲在東相去百三十度水星
時憲在斗十九貞享在斗五貞享在西時憲在東相去十

四度若其得失知星者有以考焉

三月十六日癸巳癸惑留天微西垣內貞享曆在翼二而留
時憲曆夕次疾行而在參七今以天驗之貞享密合時憲後
天七十六度蓋西土曆官不認經星緯星歟可恠
閏五月六日壬子癸惑在大微垣外貞享在軫初而合時憲
在鬼二後天五十八度

八月十五日庚寅晨太白在軒轅將星側貞享金在張二
密合時憲在室七後天百五十八度

廿七日壬寅晨月南金北相去三度許土在金西相去二度
許貞享月金皆在張十六土在張十五皆密合時憲月在軫
十四進天三十六度金在壁初後天百六十一度與月相距
度數亦同土在虛七進天百六十八度

九月五日己酉夜火星在月魄旁無光貞享月火皆在尾
七密合時憲月在尾十五火在翼十六火西月東相去八

十八度豈能與月相近乎且此時日在角火如在翼則昏
後豈得見乎時憲之踈謬甚矣

十月一日土在大微西南角自享土在翼初密合時憲土
在虛四進天百六十一度

羅暎討都正相反對乃月食之衝限也時憲當年四維討
同在井宿何耶西土慢天如此何以爲國也

右修考一曆多ていふ穴享曆やぐ交りりるなく
唐有ていふ穴享曆ほど踈りりるなく

○新物入去儀う況
世俗よりつらとつらゆへに金銀と積蓄するものあり

と術ありて非なり此等物も回せんと婚姻は行儀
として女の方より金銀を兼りてありは流したる者にと

○水ありとせ況
世俗婚姻の儀春播よりあはれとせりりるあり

とあはれりて非し傳すく物も回吉ふらと婚姻のものあ
れ三月よりあひせしてあき老もいりて備

吳形、如之舞ととて或は過少ありては
墨成りりあはれあはれとてはとて海と伝

故物なりりるものいふは婚姻の大礼也然りる
の非礼ありては物も回せんとは

以領肉とも傳止めりるものいふは清也柳はる日
國中にて水ありて止む

○開東百官の況
世俗より開東百官といひて職事よなき官名多くあり

とは法國北士称号とある人ありと

と傳するものいふは開東百官といふもの何の
とていふものいふは世に傳くものいふは

とていふものいふは世に傳くものいふは

の志くしりすも... 福致人の偽官やも...
 り何... しく... しく...

○ 忍持の伝
 世俗に托の字と名は... ぬ人の教

とあるなり... 非なり... 耳底記云... ぬ人の教
 なぬ... ぬ... ぬ... ぬ... ぬ...
 凡甲ト... 凡... 凡... 凡... 凡...
 之... 之... 之... 之... 之...
 國... 國... 國... 國... 國...
 偽首... 偽首... 偽首... 偽首... 偽首...

例に浮屠の一也

○ 茶式の伝

世俗云柔乃湯ハ士の礼法... 許半なり

井原一高
 世俗云柔乃湯ハ士の礼法... 許半なり
 茶... 湯... 士... 礼... 法... 許... 半... なり

す... 茶... 湯... 士... 礼... 法... 許... 半... なり
 ... 茶... 湯... 士... 礼... 法... 許... 半... なり
 ... 茶... 湯... 士... 礼... 法... 許... 半... なり
 ... 茶... 湯... 士... 礼... 法... 許... 半... なり
 ... 茶... 湯... 士... 礼... 法... 許... 半... なり

- 一 先とありくは福成用之説
- 一 肩衣袴の説
- 一 法士の資入金化りと用之説
- 一 保侶説
- 一 異國に書成りて神書と云く説

俗説贅辨三

日本いづくなるの説

俗説いづく日本に占トハ皆西出乃傳来也

とあるなりは非なり日本占トの法あまもつて非代
 卷トを占トり又麻ぬく占あり本綿つけ占のト
 あり水乃拍れ占あり皆故実ありと云ふなり
 紀神古法と今も傳へて珠胎なるを對馬國ト部
 の傳ふる龜トなり對馬國藤齊延龜ト傳曰尙
 玉ト部此家説いづく在昔 神功皇后三韓征
 伐の時尙國ト部之始雷令皇軍小波ハ三韓より
 攻り高島下縣郡阿連村あり舞トは術祭祀の
 法と述しめつて其子孫ト部してとよト術と傳
 へり其ト部上古十家ありと家記にて中古もありと
 ありつるは一か存せり度會延經曰神名帳對馬國

學術義補より氏と書とあるなり交國水はく味申潤
下の姓とめて各と滋長し城郭山岳と交法するも此
豈水氣の豊よありきや或は五行の秀氣と鐘めて新
國とすべしなり交國をいふ何獨若根樹皮の如く外國
よおしりしや且朝鮮陳の時金徳といふ名當りたりと
て交國とよめたり日中の茶とけりて倭の西は朝鮮
よまさりたりといひ其種とす侍てとよ賜りて年々
を法が物たりと性よす侍る人ありともや乞入候の
云々ありありとるた券とすべし左侍馬と稱すと曰
大事必乘其産生其水土而知其人心すありと其國の
我よはまの馬しとるべしありとけりてその
我よ用ぐるといふ豈獨馬の如きをいふや其國よ
生するその六は國れ人と云ひまはしとるなり其正
れ獸と育す何他よおきて生活せんやとらるるこの

茶の如きなりいなりよををををなり舟の遊ひもよく
なりてい其の申なり上たを茶とすこと西土は茶
なるれを茶とすべしと上たの人多く木札せん
や不雲の茶とすこと惟は味偏勝の品牧國は産せざる物ハ
介國よもとめて可なり其他いふが茶と用ぐるとす

○補陀落の說

俗説補陀落と補陀落世界とて極楽なりといふ
とあるなり非なり華夷通商考曰普陀山は寧波府
の内定海縣にある島なり日本より海上三百里をり
西南方なり補陀落迦山と号す又八梅岑山ともいふ
觀音の靈地にて寺あり出家せし居住す日本僧
慧萼といふ人開基なりとて善治寛文の頃毎こ
以鶴より舟は出く長崎へ来りて續綱目元元至元

二十一年補陀僧如智使日本とありて宋太史集にも詳に
補陀落の事と載たりとあるよりハ下よを記すに毎
くこのほほたるを記すもなからしむるも房之數
を記すも記すより多きなり僧持来とありて僧と
記すしては國よまきんるとわづら大買とありてや

○外より本朝より僧の記

俗る外國より來りて僧と云ふ信と教とを傳へて
之を佛と云ふ非なり隋元本朝以來來りて僧をせめて
實の稱傳るれば佛たと婦人の信仰するも色たりや何
らぞと年々來りて僧は下れとありたり人ばも
のありては遊女の宴席と云ふちりて客れるとて
なす双方より金銀と云ふ世にるものありて淫樂と
云ふと將とつくる清麗苑月酒茶と長ぐやとて
のりたるなりと云ふと老く遊女の座席の物も

なりと云ふとありては民に信及農商の事より業とな
らふふ物に候とありて是を衣と名し日布と云ふ解れ
よりて是を衣と名し我邦の人外よりと云ふは詩と云
はりてはと云ふは衣と名しと云ふはと云ふはと云
て是國の名傳のなる者よりありてはと云ふはと云
すりありてはと云ふは國の人と云ふはと云ふはと云
と云ハ晉の郭欽江統が論する異出入は防は暗と
ましては信持賣好色の措夫何れをまはらんやといひ
長傍のをありてはと云ふはと云ふはと云ふはと云
と云ふはと云ふはと云ふはと云ふはと云ふはと云
はと云ふはと云ふはと云ふはと云ふはと云ふはと云

○秀吉云の又これ祝

俗説よ秀吉云ハ尾張國愛智郡祝阿弥といふ小民の言
又一説よ日影中村の人木下は美のうると又大系國小

中村亦助の子也

と稱するより之を信邦なりと考へるなりと云ふは
微賤よりゆかりといふより一のりた邦國までも早賤
の小民なりと云ふことやせしめたるは已に大徳宗

此況有所詳と考へたりと考へたはなほ後漢書考考し爵と建久
不明言共國りも又明も志れたるは贈官贈位なりといつて
史略

天皇幸麻呂
菅原苗之元
可儀見
蓋秀吉公は生じりて天地のるの一族氣
槍は天ののふらふに流るも人類はたもとまへる者
然るに代れりなり何人よ又人までとすゆんや
る名記よあるを羽柴官がゆきもとよりなりたむ大知

○古伝國長宗家系圖の概

俗名北軍記よ古伝の國長宗家元親は又と元國と

元國の又と元秀との記

と案するより非なり秦氏系圖曰秦家根源秦始皇也
自始皇六代種之時來朝仲哀天皇賜秦姓聖德太子
誅守屋時厥十五代孫河勝有功其末葉受任土州後
銚任而留當國仍賜長宗我部本領於兄弟居於國之
左右代代如此一人國澤是也始祖能俊生後宗後宗
生忠俊禮田忠俊生重氏重氏生氏幸氏幸生滿幸滿
幸生兼光國宣曰建武二年四月十三日土左守當時
人朱注曰兼光蓋此兼光生重俊重俊生重高重高生
重宗重宗生信能此親子代屬尊氏將軍信能生兼能
此代建立立吸江兼能生兼綱兼能生兼綱兼能生兼綱
兼綱生能重兼能生兼綱兼能生兼綱兼能生兼綱兼能
有兼元親生文兼此代家嫡元門退後再存家務家
田坊不知行按文兼生元門此代建背全親兩命流浪
此下亦有兼流

赦免再安堵家督元門無子舍弟雄親為嗣先代家乃相續舍弟雄親文書紛失悉記先規以相續下雄親生兼序兼序寺開基親與道孝國決嫡女山田二女兼序生國親信濃寺瑞豐永三女牧井田四女吉田法名覺世次男親負三男親泰四男親房嫡女吉良二女十市三女波川四女津野五女他腹國親生元親宮内少輔右世嫡二十代見系圖之親より後ハ系圖の

のちぐらゝあふりやえ親嫡子ゆり信親天正四年豊後國之次川よとのく信守氏と戦ひ討死令身存る盛親大坂の難城元和元年吉原原一誅せしむる秀吉公譜難波戰記等よるこり

○阿倍仲磨乃伝

世俗の傳仲磨名臣と名と西とまで揚らまはしとふと御あり非なり仲磨君臣の大義よりし何名臣とすべらんや夫為入臣者無外交懐外の文こりわらさむ此他國よ何べらんやと日本法國のさる

ころぐらゝもがし國譜傳乃るまればもごまもせぬも侍の必かりてなまやば生國乃る人豈ゆらんや必るさけりて罪科よりふべし我公の内んさるくのやしきし之邦國よ何べらんや大義と失ひ國體と害する是より甚しきならん実よ本朝に罪人也たし公孝帝の法代もあひ孔子とゆきさるらにしして日本人として西土よ何れん不義たりまは唐玄宗肅宗代宗德宗等の三個朝を禽獸の所なるをよめめらんをいさるのみそけりしやかりな仲磨も侍と傳つ文くも公事とゆき大義の眼わごりなりし宜なり也時李白王維あどのけりしとのと知音なりし顔魯公杜少陵など公孫暉のなむふべし新學者の伝よ之等のしよ一二月もさる日本の天子と慕ひしもの心なりともけりし御る

〇年忘の流
 可考
 遺言講義
 義滿受明王爵稱
 官制年號國寶記

〇年忘の流

〇年忘の流
 可考
 遺言講義
 義滿受明王爵稱
 官制年號國寶記

世俗先祖と祭る。美味は膳と用ふ

と御らり。非なり。故実のみ。乃て酒とひてま
はる器ハ土器と用ふ。札ハ柳管と用ふ。お柳枝と
紙捻とてあみ。さる物。春日乃。社。え。ハ。柳乃。思。其
と。さ。く。く。あ。み。て。札。ハ。物。と。拍。子。ま
り。之。古。膳。と。う。い。ふ。器。と。葉。盤。と。う。い。ふ。器
より。て。成。げ。り。ひ。ま。く。も。の。は。存。続。云。釣。夕。の
法。器。信。物。蒸。飯。水。に。盆。洗。恒。標。厨。斗。版。ハ。三。杯。半。の
あ。げ。け。酒。ハ。一。杯。づ。け。版。と。あ。い。ひ。こ。し。乃。る。物。乃。り
法。物。皆。蒸。し。て。用。ふ。者。さ。る。り。な。し。有。爾。村。の。土。師。の
物。忘。他。さ。る。土。器。と。用。ふ。法。著。格。と。い。く。つ。く。る。毎。日
あ。ら。う。膳。版。と。い。て。さ。札。の。上。は。供。へ。る。釜。ハ。土。釜。之
鐵。釜。と。用。ふ。事。な。し。流。器。と。不。用。華。美。比。器。な。し
凡。え。飯。瓦。と。忌。落。石。と。忌。み。や。ゆ。き。と。用。ひ。り。皆

抑驕戒奢美世。質朴と志め。の。ふ。教。な。り。存。続。
文。く。の。こ。く。下。了。此。の。祖。先。の。祭。年。此。の。奉。費。

何。と。お。り。ひ。て。ま。な。ひ。な。し。こ。し。ん。ふ。れ。バ。鎌。倉。殿
乃。内。餅。蒸。飯。と。盛。り。朴。茶。と。用。ふ。事。後。あ。る。人。権。乃
系。と。用。ふ。坂。九。布。盤。長。眉。と。い。ひ。め。て。い。く。世
己。ハ。文。華。ハ。執。り。り。と。知。者。と。い。ふ。だ。し。大。將
軍。台。德。院。江。江。と。法。辰。城。ハ。定。め。ら。れ。ひ。し。時
東。照。大。權。現。從。三。日。妙。亦。ハ。と。昔。の。ひ。く。同。月。の
物。さ。り。成。だ。し。五。十。年。あ。ま。り。祇。園。今。乃。谷。倉。屋。桐
乃。系。と。布。て。類。と。整。る。と。え。く。し。老。人。法。と。ま。し
と。ハ。南。京。ハ。太。黒。と。も。ち。ひ。相。の。茶。の。る。ハ。丈。持。り。久
乃。坂。九。布。と。い。ふ。事。乃。り。れ。ん。や。我。國。の。學。津。江
有。職。款。乃。者。何。と。い。ふ。奥。家。ハ。乃。り。る。程。と。い。ふ。や

○肩衣袴の儀

世俗曰肩衣袴ハ將軍義満公の時内野金成三月元日始り
肩衣中袋舎の存る東の社と云々と云りて云は後
是よりを例とする御川程との云なり

と按たりは、袴の他と云ふは、是より云ふ一書
曰武家用肩衣袴細川頼之製之是用神代之服
為禮服抑後世之奢也肩衣袴皆無襷積有襷積
始乎近代也觀信長公畫像猶無襷積古記曰泰
元親於伏見邸奉招請秀吉公式臺結番士皆著
三幅袴是也此云は肩衣袴の制上なり此
は中世華美と云ふは、此より云ふは、
長しとて用

○祿士の武具金飾りと用ゆ

世俗曰く、
と云ふは、非之凡を、
と云ふは、
と云ふは、
と云ふは、

一書曰陸奥役源將令士卒以美鎧賣於敵陳源平
時下河邊庄司行平於長門主從賣鎧買舟無鎧亦
可歟那須遠守家藏與一鎧在負藍内今世之疊具
足而極質素八島所射箭一手内片手亦有之楠正
成之鎧在千劍亦極質素以綿花糸綴屬之以後
見る、
な、
寶なり、
り、
衆士此金と云ふ、
一書曰小柄筭古皆用木竹用金鐵起乎中古云
○保侶の云
世俗曰く、
の云

と拘すりし非なり毎の衣の洗西土の丁虫よ出りたり
まはと毎日本分の俗化し西土化はあらず其書
此名とバコすれぬわろハぬくろ此略訓也大已を命
袋と負あり縁よりたれりとの代成をどうぞ
といふも夫らより出り多色とぞわろの用よたて
やうわろと考より事皆を職此考あるとくや
文字ハ三代實録ハ保侶とけり姓よけく文字
切ゆとハ傳舎れ説なり

○異國の書と引て神虫とらう説
俗名の神虫の注解多く外國此書と引て發明す

と拘すりし非不可異國之道混説具垂加る
子よ示す此乃角澤大よいましめぬふ石なりを海
神大よ用けト此益便なむしとよりさくよ友
纂疏口訣なるのとく佛虫と引て神虫とくい智

念也とくこれとくもせざ只智仁勇とて神神
とられ中庸とく中庸と法ト中極なりと天降
主と稱し南とく蛙兒と注し類ハ此類也
注之明白なりゆは須者其邪とく考夫我神は
初最初なりとて一息也困れたとく今も
みのまのふらと水トり信虫とてこれを稱せば
たしひは理し書なくとも儒教の氣象とて
とくこれとくなりや石もみりてとく
ぐくといふなりとて堯舜の天子湯武の君臣儒教の
とくとあり本教はたよ志畏く石なりたの根ハ
るゆこのとく世々とくいさものをかり垂
と流るやとく神のらとこれとく神はとく
半句も傳せぬとくなとく席よとてお人
法とすかめとくむ法とくことなり

俗說贅辨三終

正德六年孟春望日

六角通御幸町西仁入町

書林 茨城多左衛門刊

俗說贅辨三冊借吉田氏

文政二年秋自八月廿六日起筆

至同廿八日宵寫止

中村

直道

俗說贅辨續編引

科野國婦殉夫筑波山耀歌會
雖媿惡不同共為風俗之弊道
開教正近世不聞有之辨俗習
之譌不亦世教之一助乎今又
辨著其關於
帝皇人倫為學之談者數十條
續之贅辨後識者其或一慨乎

此云

俗説贅辨續編上目錄

本朝の辨

帝皇の辨

檀林皇后野菰の辨

後深草泰山皇統の辨

後醍醐天皇諱日乃辨

長慶院の辨

陽祿門院の辨

忌日と引上りの辨

祚職者不受服忌の辨

鹿肉觸椽の辨

長田忠致弒逆の辨

新田義貞の辨

俗説贅辨續編上目錄了

俗説贅辨續編上

本朝の辨

世俗日本と稱して本朝と云ふ

今按ずるに非ずり淺見氏曰本朝と云ふは知延たびく變り
 他人の知延多き故の名漢唐宋元など他人の天下
 多き故それと云ふは眞の胡廷と云ふんで明朝の
 人明朝と云ふは我朝とも云ふ世に本朝と云ふ意は
 くのとおもひ日本は用字より一天皇一統のひひく
 たり他人の知延ある事なりけりとも云ふ事なり
 と云ふるは因龍の誤なり網齋の此説誠くは
 或曰日本と偏より時を本朝といふ事なほ
 外國に對して時を本朝といふ事なほ
 といふは吳國本朝と云ふ事ありけり
 玄蕃寮式曰國司宣云日本今明神登御宇天皇朝

度ト登某蕃王能申上ニ隨ニ參上來留客等參近ニ津國守等聞著ト水脉ト母ト敎導賜幣宣隨ニ迎賜ト宣客等再拜兩段謝乞ト彼方ト又文粹九管三品尚齒會詩序源起唐室塵及皇朝官相公同詩序唐家愛憐此會圖寫有人傳送呈我聖朝紀在昌餞北客歸鄉序朝家憐被遠節賜以優寵既而觀天儀畢歸蕃期至十二卷渤海國中臺省牒傳遠書一封常企踵於下國思緒萬戀久馳心於中朝乞渤海自下國ト日本と中朝と稱するなり大教篇とて外を對し稱するの法と知べし心と忌りく平船の字と

○用ハ帝皇乃辨

世俗お侍て日本乃天子と帝とすなり

今あざり非なり日本の天子と天をとりなり西土の天子と帝とすし聖德太子以来定する法也或日本天子と帝とす事ありを假り也本式よりい栗山氏保建太記曰文治三年奉諡養和天皇曰安徳天皇臣愿曰天皇之號古有議所定也臣竊以為正同春秋王必稱天萬世不易之大法而遠出秦漢已下帝皇竝稱誇大無義尊號之上也夫皇而稱天也其所居者天位也所治者天職也所賞乃天命而所刑乃天討也尊固無二焉而道莫弗公也自宇多帝停諡朱雀帝停皇號上皇太后以寺院居焉闕大典損國體莫大焉源親房以為非臣子之道者當矣近世諡曰天皇僅安徳焉耳然江匡房之撰傳藤通憲之著史雖後世天子稱以天皇而不以院其亦有說矣臣豈不得而據之乎久矣古事を保護する

詳なりとありて不載

○檀林皇后野莖の辨

俗に嵯峨天皇に后檀林皇后ハ深キ佛に傳スルハ
人乃ク質艶色当佛の容相なるト人々云々
是命シテ冲教ト稱スルシテ是れ佛に傳スルハ
ビト過り是れ後皇后の冲教ト云フト云々ト云ク
ヒトモ得ルルナリ

今所よりハ此ナリ皇后の崩文徳天皇實録一ト見
コトモ是命シテ為ク疾クモカト云々ト云リ
世襲の尸傳ハ一例の佛氏の傳ルル後世ハ然リ
ナリ

○後深草天皇皇統の辨

太平記曰は治世ハ大寶寺殿ト云明成ト云クモ
一トハ後深草院の清和ナリ定ム

天皇の御子後深草天皇ハ神代ノ後嵯峨の大寶寺ト云々ト云クモ持丹院
ハ後深草天皇の皇統ト云クモ中代後深草天皇外祖持丹院基家卿ノ宅ト
云クモ持丹院の号是ナリ然レモ代ノ天皇多ク云々ト云クモ及深
草天皇の御子御孫ト云クモ本朝の院ト云クモ持丹
院也

今所よりハ此ナリ梅枝編一曰後深草院寛元年中讓
位の勅書ト云ク一乃深草院後深草院即位ナルト
切リハの後ハ長海堂領百廿箇處ト云クモ
百廿箇處ト云クモ彼法皇ノ遺領ナルト云クモ
メハ云ベク次ハ三ノ御子御孫ハ此院ノ御位ナリ
累代傳スルニシテ御子御孫ハ此院ノ御位ナリ云々ト云クモ
りテ後深草院ハ治世ノ寶治元年一ト云元元年一ト云クモ
次ハ此院ノ御位ナリ
治世ノ寶治元年一ト云クモ次ハ此院ノ御位ナリ
次ハ此院ノ御位ナリ
弘安十年一ト云クモ次ハ此院ノ御位ナリ

了缺望親観の俗ありて正徳のあやむきとていふ人など
出たりる宜なりと北條氏北條心れ私にふして殺害と
恣に治し天下糜沸をふる教百年誠痛哭すべ
き申なり天下道原より大なるかゝる画の
謀豈にのむとてんや持世の一流に北條の傳
舎に好む尊氏傳舎しりて天竺を邦の河津意
にたのむるを申すといふ事とて後醍醐天皇間
困頓日輪其たといれぬとて教十年といふも
海西海東海東少親王大臣と封建し猶王風とて
天下に臨りたり持明院帝北條に依預しりて河
益あり光嚴帝以来尊氏擁立せしむる尊氏と
頼りたる嬰兒乃乳母よりいふとて呼吸とてい
くしりて申す事なりけり譬に獻帝文宗の漢唐と
とりりていふ事とていふ宗光帝りける廢せしむ

の不幸勤て尊氏合體りり河の功あるや明法
年中兩統一致歸りり實に天照太神乃清祿
法よりなり室人謀の乃りていふやを平記と漢人
乞留の乞地は失洋と考ふ事

○後醍醐天皇諱日辨

平記曰後醍醐天皇延元三年八月十六日崩若也禁
苑主堂の良も葬なる

今按ずりては院非なり延元四年興國元年北崩御か
朝曆應二年

了考證詳し参考太平記二十一卷よりいふ
して略す○又おもむかふ天皇の陵如意輪寺あり塔

尾の陵と号す藏王堂より東南よりあり

○長慶院辨

参考太平記四十四南朝後村上帝正平二十三年北朝

貞治七年即
應安元年

北朝應
安六年

二月崩皇子寬成嗣立謂之長慶院文中二年
八月二日長慶院傳位皇弟熙成後龜山院是也北
朝後小松帝明德三年南北講和閏十月二日南帝入洛五
日以三種神器傳于北主尊南帝為太上天皇於是南北一
統自延元元年後醍醐帝幸吉野至此凡五十七年矣

とありしを考ふ所のり王代下史後を記し所述
是と同し十四卷系圖所收紹運錄曰後村上天皇
第一子寬成親王法名覺理長慶寺於南朝號後龜
山院第二子熙成王法名金剛山一作は説ハ長慶院
後龜山と一帝と號して皆寬成主のりとして熙
成主即位の説なり三十卷系圖所收紹運錄所
載皇子兄弟の次方上より同し仁寬成の各なり
とも即位法名院号ホのこゝなり熙成王と後龜山
天皇とするのりれを参考と同し帝皇正統錄よりハ

以熙成主為長慶院寬成王之子右の法名寬成熙成と
いふ或兄弟と一或又子と一或天皇と一或親王と
正統の帝系を明かす所のりとの下し悲しいが
抑参考を事記王代一覽後を事記芳艸の天皇と王代
とす予於是不能無疑今これを事集と考らるる後醍醐
後村以後龜山乃御製と載るる歴を分明して一言
長慶院のりより及ぶかハ何や本系集乃中年号
とみて考らるる長慶院はその内の事記をたす
考太事記あるの明しを考らるる長慶院即位
の事のもの何の書し知らるるものと疑へし十
卿字良親王勅系集序曰これ行のその人なりは
らをりても王代乃行つるは上元弘のり
より下弘和の今よりあつてむら之は
五十のあひで行はるるがひつるあり

又後出山の朝五音番れ奇令よ
新徳意令よ春の百志中よ
松林は沈津割を
もりのまきこ
ふすしよとゆりたりありやのあまの衣りりも
新徳集よ奇よあせよ五音番考令り津割れとあり前大徳正長意
たれきけり八十年の長も哀しくも三代の音の死のやう
け又お大徳を光智思きや三代つうくもすも也
を丹のたよむなるとんといはとてんり考りる格
融後村と格番と三代とかあやうも明あり長徳院
と天皇乃〜バ何とゆ〜つ〜れ〜んや他バ
七音番〜つ〜天子後村止れ天位と受嗣のふと云ハ
俗儀のあやまりなり〜つ〜り人曰後出山天皇幼弱
なり阿長慶院皇兄と云く政を執り周公の帝
位と攝〜魯隱公の桓公と輔佐するがや〜んあ
り人曰七音番院は徳のふいふ以道〜と云
人なり高所これと諱〜皇代は不叙法制ありといは
どもよみ人〜つ〜つ〜内〜入なり〜つ〜此は流音なり

りあり〜つ〜り紀新案〜元年平元年中次の派あり
諒闇〜とと娶な〜つ〜次は格村と崩沖はあり後出
山〜産あり〜つ〜明なり幼まあり〜つ〜るみん〜つ〜又
建徳元年の法別衣候都よりあり又後村は春天皇の
沖佛の宸業〜つ〜依〜つ〜る〜林院に〜つ〜り
世後の〜つ〜なればは長慶院在位の時皇事也紀は
長慶院の〜つ〜らも〜つ〜〜つ〜後出山は事〜つ〜
なり長慶院〜つ〜天子なり〜つ〜〜つ〜曰葉よ
天授二年や皇御あり〜つ〜も〜つ〜〜つ〜次の日
をの〜つ〜懐舊の奇〜つ〜〜つ〜りやり〜つ〜
製出の所九つ〜つ〜め〜つ〜〜つ〜め〜つ〜るり
京下り〜つ〜元年二年申後村は天皇崩沖天授二年
丙辰より〜つ〜りて九年也是又後出山の法別衣なりは長慶
院なり〜つ〜〜つ〜益分明なり紀は寛成徳成〜つ〜帝兩

詳ありぬ。前王朝陵記曰後龜山諱寛成菊池傳記
後村上の皇嗣後龜山とす實とゆくりと書し又記述
縁と按ずる。後醍醐の皇女齋宮長女川流と号す
わづとゆくりと考ふる。と慶元と皇居の名高陽院
なりとの類して天分乃諡號とありて今
打兼諸説曰後龜山天皇諱寛成一作無成正平二十
三年踐祚文中二年行即位禮改諱云云記述して實は
今より三百年後人水戸の日本史より公行て訂正
ありぬ。

○陽祿門院号

俗名、陽祿門院と大門教跡とこれ妻室とす
とゆくりとゆくりとゆくりとゆくりとゆくりとゆくりと
乃國母三條内大臣公考とれ女之位及行局と号す
光嚴帝、侍りゆり、文和元年十月十二日落飾

同サリ前下四年甲子東園太曆と見たり
歩化ともありとゆくりとゆくりとゆくりとゆくりと
より(きん)とゆくりとゆくりとゆくりと

○忌日と引との辨

世俗に祖定の忌日或年格佳帝或朝野等ありて
多月とあり月(却)け多日とありて退けこれ
ゆくりとありとゆくりとゆくりとゆくりと
つぎ日ありとゆくりとゆくりとゆくりと
ゆくりとゆくりとゆくりとゆくりと
今案するに根なりを問ひゆり昔々のづり
一年の宗の免行とゆくりとゆくりとゆくりと
ゆくりとゆくりとゆくりとゆくりと
ゆくりとゆくりとゆくりとゆくりと
ゆくりとゆくりとゆくりとゆくりと
ゆくりとゆくりとゆくりとゆくりと

りてころ哀痛の如くもころり行くべからざる年月
とろりころりて月火と時をわたりて秋風とあるにあり
つらくいともありて孝心つらりとありてそのうへ
てつらくいともありて孝心つらりとありてそのうへ

續日本後紀仁明天皇承和十年七月辛丑修

嵯峨太上天皇仁明周忌齋會先是有司奏言周忌齋

日的在七月十五日壬寅伏按朝章至行凶事三官本

命之日猶且忌避而沉於太皇太后及聖上御本命乎

太皇太后ハ仁明の中母后橘氏也淳和天皇の時皇太后と号し仁明天皇の時太

皇太后と号し仁明の中母后橘氏也淳和天皇の時皇太后と号し仁明天皇の時太

皇太后と号し仁明の中母后橘氏也淳和天皇の時皇太后と号し仁明天皇の時太

司所奏僉以為宜太皇太后亦許之而中納言源朝臣

信參議源朝臣弘等執奏言臣等奉遵顧命期不違失

今如斯議甚乖遺詔何者遺詔曰勿拘俗事然則何須

抱忌又曰送葬勿過二三日當彼時三日之内有寅日者

可避之乎又後年周忌或有寅日亦猶避之耶朝廷不

能用終停壬寅取辛丑及支胡臣の論を明しくし

朝廷不用可いれ昔文武天皇の時重陽の節と後

々々文武天皇の時忌日なることいふと孝徳天皇の時

瑞年の忌と停めしむ智武天皇の時忌日なればあり

歳代と定す仁明天皇の時忌日なるや孝徳の時よりハ

喪りたる時よりいふをのあさきことなればむし

○神職者不受服忌辨

法社の神は神祇者を受忌なるときて社よりと初るる

たれと

今案するに推なりたてよとよりは謬説ありとるなり

日本後紀桓武天皇延暦十一年閏十一月乙酉多治

比子姉率參議大中臣諸魚母也先是諸魚進家譜云

中臣朝臣任神祇伯者是天照太神神生也累世相承

遭喪不解者勅雖不躬喪紀不可供神事宜令修其服ハハ明詔ヲ從ヒ之ヲ勿シ禱ヲなり

○鹿肉觸穢辨

俗記曰鹿の肉と喫ふとの八百日れる神社祭物とす

今按ルルニ文保法目曰楮鹿食ハ百日同火人廿一日又相火七日不參太神宮是神ノ法ヲ凡ハ觸穢惡人ハ法ヲ背ヘテシ延喜式臨時祭式曰凡觸穢惡事應忌者喫食三日又仁德天皇供沙ノ麻ト用ル日ノ本紀ヨリシ續日本紀稱德天皇楮鹿之類永不得進御ノ詔アレバモ先ニ進御セルト申トありシ後村上天皇ノ御ノ詔ハ天子每月神事多ク玉ヲ齎リテシ然レモハ尋常ノ人ノ神ノ外ノ祭ノ事ハ

よハ祭ノ式ノ法ハ係ル一ノ人ノ死ニ由リ初メ終ニ乃ハ禊祓ノ法延喜式同シ然レモハ鹿ノ類ハ此ノ禁ニ違フ祭ノ式ノ法ハ係ル一ノ人ノ死ニ由リ初メ終ニ實ニ他ノ社ノ禊祓ノ法月無キ血ノ氣古骨非穢限といハふハ麻ノ角と菜ノ用ルとス他ノ社ノ祭ノ事ハ忌ハ不ス也ト云フ

○長田忠致弒逆辨

平治物語と云フ俗史ハ長田忠致ニ君源義朝ヲ弒スとス

今按ルルニ非ナリ保建太記曰永曆元年春正月癸未内海莊司平忠致誅源義朝及鎌田正清正清乃忠致之婿也乙酉函送義朝首於京師臣愿曰虢虎投穿誰不快乎殺之也窮鳥入懷誰不測乎放之

也有罪與無罪也自古逆賊世有而未嘗有義朝也蓋
忍乎弟有焉忍乎子也甚矣忍乎子有焉忍乎父亦
既酷矣既忍乎父又將以忍乎君也雖忠致不忍乎
誅而天下將忍而誅焉世以惡淨海之甚而至義朝
則不之罪反曰忠致源氏世臣弑其君義朝故逮賴
朝復仇無遺族名義之不明也其如此夫可以為長
太息也夫忠致高望王之後世仕王官世司王邑大
江匡房歷舉一條帝得人以平致賴列源賴光之上
賴光者義朝之先而忠致乃致賴之曾也世系位祿
未必在義朝之下臣聞其為邦誅賊未聞為下弑上
也若謂之忍殺投我之窮鳥則似也而義朝乃食人
之虎執之者無禁而誦之者有功今將不惡噬人而
惡為之誦不亦悖乎自源賴朝之後稱呼名號既已
亂而裨官小說從而錄之是非之淆真好惡之相反

豈特此也哉この論ありては文義重なり彼亦詳し
詳し自源賴朝之後云云誠り御り東渡忠とふ
忠と論る蘇謀と忠孝と論する多し見る人
心ははくべし本意を以て況況の非史とや今も
なく俗知と云く天下の事と論ずあやまらざる
とのか

○新田義貞辨

梅松論曰將軍傳下忠義直忠義也魯庫より九州へ沙
下向の... 忠義と云く... 忠義と云く... 忠義と云く...
正成奏聞して曰義貞と誅伐せられ尊氏卿と
めりくされて君臣和睦... 忠義と云く... 忠義と云く...
今あざるも梅松論跋曰作此論者惜不知君臣

目原篤信曰

或曰新田義貞
若續尊氏而
得其志則反
逆爭奪亦當
如尊氏矣是
以楠正成風知
恢復之可徵也
故於漆川先
諸將速戰死矣
愚謂惡是何
言也司馬公有
言曰士君子處
以只應於者
過中求無過
不應於無學
生有過義貞
之事君上始
終無懈于王
家未見謀叛
之徵兆何以知
其必反乎且足
所謂於無過

順逆之道理卷中楠朝臣之言何其乖也新田左
中將忠義分明無愧乎天人尊氏真義賊逆篡奪
之賊不容於天地至楠朝臣又忠之至義之盡者
何以有是奏哉評妄之甚不問而可知也論者徒
以成敗為是非眩於彼鬼域狐蟲之奸可悲夫以
論其是非梅松論ハもより是利ある侍媚

以只應於者過中求無過不應於無學生有過義貞之事君上始終無懈于王家未見謀叛之徵兆何以知其必反乎且足所謂於無過
の誠心よりいふ事宛の中とてよりいへば
よ尸なつたやいじらるや凡そ平記評判
之將及其意大全個目をいふ書ありき依り地用るふ
亦与或人之疑於新田氏之説亦相似蓋其
叛迹未見矣以て迄ともいふ人の鄙陋論するよりいへば
其逆詐之深刻辨大松事功之学文人之論往々以利害為主而不本仁義之正理故其説多
慘刻讀之人可辨其當否不可妄信而繆述也

俗説贅辨續編上了

俗説贅辨續編下目錄

五部書の辨

内介宮祭日の辨

風土記の辨一

風土記の辨二

朱雀白鳳年號の辨

延長改元の辨

行坊の辨

雙生三生の辨

厄年子の辨

胎内の兒男女の辨

菊奢侍の辨

兒島高德姓氏の辨

喚^フ人實^ノ名^ヲ辨

實^ノ名^ノ及^テ納^メの辨

南^ノ廷^ノの辨

知行^ノ百^ノ貫^ノの辨

俗説贅辨續編下目錄了

俗説贅辨續編下

五部書辨

俗傳^ヤ日本^ノ姫^ノ世紀^ノ寶^ノ基本^ノ紀^ノ鎮^ノ座^ノ本^ノ紀^ノ鎮^ノ座^ノ傳^ノ記^ノ鎮^ノ座^ノ
次第記^ノ是^ノと五部^ノの書^ノと^ノし^ノん^ノ神^ノ文^ノ第^ノ一^ノの書^ノなり

今^ノ柄^ノど^ノり^ノ、^ノ後^ノお^ノ承^ノる^ノ中^ノ、^ノ一^ノ部^ノと^ノ考^ノあ^ノる^ノ、
神^ノ佛^ノ習^ノ合^ノの^ノ謬^ノ流^ノ多^ノし^ノ疑^ノふ^ノ處^ノ多^ノし^ノ予^ノむ^ノう^ノ、
神^ノ文^ノの^ノ是^ノも^ノ、^ノは^ノ津^ノと^ノ同^ノれ^ノば^ノ其^ノ人^ノ答^ノて^ノ曰^ノ五^ノ部^ノと^ノは^ノ、
是^ノ半^ノ非^ノ其^ノ非^ノと^ノ削^ノて^ノ是^ノも^ノ然^ノら^ノし^ノ中^ノな^ノれ^ノも^ノ古^ノく^ノ
より^ノ傳^ノへ^ノく^ノ、^ノ天^ノ子^ノ公^ノ卿^ノと^ノ信^ノじ^ノら^ノる^ノも^ノ去^ノる^ノれ^ノば^ノ、
詔^ノ旨^ノを^ノく^ノし^ノて^ノハ^ノ訂^ノ正^ノし^ノて^ノ、^ノ答^ノら^ノる^ノ誠^ノに^ノお^ノび^ノ
つ^ノこ^ノより^ノなり^ノ此^ノ書^ノを^ノり^ノて^ノせ^ノ、^ノ行^ノむ^ノ、^ノ本^ノを^ノと^ノ
本^ノと^ノ二^ノ十^ノ年^ノお^ノり^ノ、^ノ一^ノ本^ノお^ノり^ノ、^ノ二^ノ十^ノ年^ノお^ノり^ノ、^ノ日^ノ本^ノ姫^ノ世^ノ紀^ノ并^ノ
文^ノと^ノ一^ノ本^ノ上^ノ巻^ノより^ノ一^ノ本^ノ始^ノと^ノ部^ノの^ノ外^ノの^ノ文^ノの^ノ不^ノ見^ノ
上^ノ巻^ノより^ノ、^ノ中^ノ巻^ノより^ノ、^ノ下^ノ巻^ノより^ノ、^ノ幅^ノと^ノ軸^ノと^ノ代^ノ表^ノ地^ノなり^ノと^ノめ^ノ、^ノ氏

兵亂をく國滅（ホロ）ひやまをこひ地理の書ありて是をひたり
曰々の図國乃く久國天險とて是の書ありて是を
武備志とてひ歴代乃く史日本の地理とて是を百を記して是を
のりちやゝ一統志のめさききんればなり内志ハ六十
六國風先流滅（ホロ）しやうん御書傳の注をひて是をひたり
國之要害則頼乎圖書之存焉此周禮大司徒之所掌職
方氏致其詳隸於司馬蓋秘而藏之所以防也漢滅秦
蕭何先收其圖書高祖具知天下阨塞戸口多少則何之
功也漢之地圖掌之司空浸以泄露當時淮南諸王謀反
皆按地圖部署兵所從入王鳳所謂地形阨塞之書不宜
在諸侯王者正得周人之遠慮矣夫此地理の書ハ歷
代秘するのみめて他國へ傳へりてはつゝ大標
なる事なり詳し本國行義補し論せり然るに

武後志大明一統志ハ印行し今民間にも多き事
あり日本國の地理も其五つにその内一冊を秘せしと
ゆえりれども都府の好むのあらざるを求むては
さあはくりありて傳（ホロ）せりれども風先流（ホロ）せる
處也といふ所既高見といふにちがひなく今もハ
巧（ホロ）しこそしそれ共筆の注ありて思ふところハ
伊弉（ホロ）みと文とまりハ伊弉尊の御り也中古
ハ武絶（ホロ）り竹の教とる人孰後とて一んりてこ
降するせりりありんてうれば萬世もまたみハ都
ぐとよりやん（ホロ）ごて女官をこりたりて下り
任りひるハ障（ホロ）の生（ホロ）てけんてたりて
伊弉均（ホロ）けしとてむかひありてはなりて
よよむとたえられたる所なり又伊弉とて伊
多（ホロ）くハ伊弉教なり吾又これとて伊弉とてけり

○朱雀白鳳年號辨

水鏡曰天武天皇大友皇子と亡しゆる年按日本紀天武天皇元年壬申也八月は沙の北に於てあまの皇子はひたりしは海祭より是ののめる雀はあつこときまてつりて六

年とす朱雀元年とぞ中ゆると
今按ずるは以後のしつとすしは壬申年と朱雀元年とすなりとて御うは正史は其證なり日本紀天武天皇十二年筑紫太宰丹比真人嶋等貢三足雀といあれども色朱といなり且元年此年とすもなかり續日本紀白鳳以來朱雀以前とあれは朱雀の号ハ白鳳より後たるのみ分明なり
あつとすは三月は後天よりあつとす雉とてまじりつと朱雀といふも号と白鳳とぞうつれおし
今按ずるは日本紀天武天皇二年春二月癸未

天皇即位三月壬寅備後國司獲白雉於龜石郡而貢乃當郡課役悉免仍大赦天下是年也大歲癸酉也此ありて多号とすのみふとふなり

十五年とすは大和よりあり記雉とてまじりきとす朱鳥元年と多號とくられば幾

今按ずる日本紀天武天皇十五年秋七月戊午改元曰朱鳥元年とあり赤雉とすもつるは元々をひ貢りつりとも雉ハもつりあつことこの瑞とするは

今按ずる同紀九年秋七月朱雀有當作南門十年秋七月朱雀見之は二瑞を載り

元亨釋書一曰釋智藏吳國人白鳳元年為僧正九曰釋道寧百濟人白鳳十二年秋八月天下大旱勅寧法雲効雨大注十六曰釋智通白鳳元年為僧正二十七曰白鳳十四年百濟常輝賜封三十戸

今案より、釋を以て、白鳳の号多し、ゆかり、
もゆかりの世の号、も、たの、
引、
鳳と天武の年号、
一覽、
年行、
可、信、也、
神皇正統紀曰文武天皇即位五年辛丑より始めて年
号あり太寶といふ是より先、
天智の、
依て太寶と多し、
天智天皇治世十年年号
二、
二、

代のる太化朱雀白鳳の号とあり、

今、
○、
但古語拾遺、
元年冬十月詔、
難明とあり、
西土西天の字、
つ、
換子成、
ありて、
其、

以前未有年號之目難波御宇始顯太化之稱^スのれハ
 白鳳朱雀等の号なり事いしく内々引く。後
 世僧徒文人ハ祥瑞文飾と名し。實錄も事と半
 とゆり世々として中山太師公小島准后の事と情洽絶倫
 乃人と別智して察せず朕もあつて申す事あり
 内してハ和らゆ。日本紀と引て白鳳の号ありと事
 一ハ皇跡腕の事論ず。乃て詳し。正史派
 熟考して俗流の誤と辨ゆべし。○又抄下り。同
 年の雜記詔社法寺の古文书等。乃て事とね年号あり
 知る事あり。太化よりハ繼體天皇此の事なり年号あり
 として抄と連字と用て年号として改改せり。此件
 氏の傳信信事あり。此の事又俗流の誤と事あり。

○延長改元の辨
 俗流ハ本辨源は思惟院にして穂^スは。同慶王上は。

醍醐天皇の罪咎^{ツミ}ありと事あり。一人の冥宮^{ミヤ}あり。

七。延長元年改元などあり。此の事あり。

天皇の宮人つらも事あり。

今抄下り。一統非なり。當り。一統非の事あり。

是歳閏在四月。此の事あり。

延喜廿三年閏月廿一日。早懸疾疫あり。改元考曰。

是歳閏在四月。此の事あり。

元一あり。此の事あり。

地獄の事あり。

醍醐天皇の罪咎ありと事あり。一人の冥宮あり。

延長元年改元などあり。此の事あり。

天皇の宮人つらも事あり。

今抄下り。一統非なり。當り。一統非の事あり。

是歳閏在四月。此の事あり。

延喜廿三年閏月廿一日。早懸疾疫あり。改元考曰。

是歳閏在四月。此の事あり。

元一あり。此の事あり。

地獄の事あり。

あるは年... 明治の法を帝崩...

明治の法を帝崩... 後帝即位... 寶年二月

元日より某年号元年... 又本帝唯...

陛下... 帝の年号... 新...

帝の年号... 夫帝皇此...

夫帝皇此... 疾疫...

疾疫... 急慢疎略...

急慢疎略... 其...

其... 師尚真...

師尚真... 實と...

實と... 實と...

實と... 實と...

實と... 實と...

實と... 實と...

于今... 武藏國...

武藏國... 葉年の...

葉年の... 葉年の...

葉年の... 葉年の...

葉年の... 葉年の...

葉年の... 葉年の...

葉年の... 葉年の...

葉年の... 葉年の...

葉年の... 葉年の...

葉年の... 葉年の...

葉年の... 葉年の...

葉年の... 葉年の...

○雙生三生辨
世俗下產より子二人...

世俗下產より子二人... 又三子...

烈

事していづくも或る子と教へしつゝありて
師もいづくも或る子と教へしつゝありて

今按ずるは是太よあやふし日本書紀神代卷曰
伊奘諾尊伊奘册尊雙生隱岐洲與佐度洲世人或
有雙生者象此也これ二つの子をうゝものひそ
しあやふりて世人もむゆあつ津はりてとわく
乃總當り何いさゝぬぐんや世人も全れあ
くみはとばあふひくも子のねえをげふとれう
るのゆき也これとて此國史とるぬく二字三
うじんあはとばあふ人夫たの心とてをそ
其あひはとてん半とりんもりあひく
帛とあふ人乳母を給りりり皇初のまもり
姪一二とて奉ぐ志をそるるも
武天皇四年十一月壬寅大和國葛上郡鴨君梗賣一

續日本紀文

産二男一女賜絶四足綿四屯布八端指四百束乳
母一人慶雲三年二月戊子山背國相樂郡女鴨首
形名三産六兒其初産二男有詔爲天舍人四年養
濃國言村國連等志賣一産三女賜穀四十斛乳母
一人めあみね(あまみね)冷流も一也四乳生子
を賈人なるよと記せりこのまおばりはは
さてよりなをけりふとて人いさく教へす
たたはゆららんめをやあそら

○厄年子の辨

世俗罕二粟と厄と云其年よせう子ハ親ハ害ありて
殺すとのあや
とあすり四十二厄といふや本説をんか或人曰
四二の音死乃訓と通ふないじ申なりともや志
の刊たりやまの世にはあり子と教すハ人の大禍

大罪なり出来口此戲とありと家とたすすご子成教
を俗流のつるふ今とてあはれ

○胎内の児男女の辨

世俗に云ふありて胎内の子男女と定むとて其つて免
ふ念れと天女と母とつる子成そだく娘とつてけり教
ものありし

と何ぞりて非なりとトハありぬる多し信とて
只及此と信とてト也易範のいふこと原其人の
これと心とせしむ況巫山伏の言とやそれと實は
て子と成す子成教すの不仁不孝のつてはては
ま男は人々のつてつてつてつてつてつてつて
何り月とつてつてつてつてつてつてつてつて
娘とつてつてつてつてつてつてつてつてつて
とある事聖人のつてつてつてつてつてつて

○蘭奢待辨

世俗に南都大寺と云ふ秘苑すの勅封の名書と蘭奢
待と號と東大寺と文字と誤り名つけしものなり

今掲げりて非なり大和本草十一引谷響集曰蘭
奢待是胡國褒稱聖武帝時自西蕃來置諸東大
寺之寶藏以為永珍朱子語錄云王導嘗謂胡僧
曰蘭奢僧悅蘭奢胡語之褒譽也此をたれと久
し偶今つてつてつてつてつてつてつてつて

○兒島高德姓氏辨

世傳曰源高德者宇多源氏佐佐木支流所謂兒島三郎
者

今掲げりて世傳のつてつてつてつてつてつて
記曰和田備後守範長子號三宅兒島三郎亦稱

今木新羅王子天日槍トヒカサ後也參考を平記姓氏の流極て
程く記くすん日槍ハ率仁天皇の討投紀セリ人
詳日本紀ヨリクニ姓氏録曰三宅連新羅國
王子天日槍命之後也

○喚入實名辨

と可ひく其主君の事と稱して言氏様は極極
義貞様は發呼など甲申一々れは調ふ氣流風
なり

々柄ぢり非之実名とて呼ぶハある事なり
天子を子に呼實名とリも一々て名をぬる事
遊くは辨しとてりきりく歴代の史事なるべし
或家つて未育るればとて之を名とりてり
や稱徳天皇此時辨と遊りの法あり申久し
事しくり東鑑正治元年八月尼御臺所諫

羽林頼家曰源氏等者幕下一族北條者我親戚也仍
先人頻被施芳情常令招座右給而今於彼輩等無
優賞刺皆令喚實名給之間各以貽恨之由有其聞
公々々バ下とてふも實名とては母れなりと
知世況君又とや

○實名納納辨

と世の俗人実名を定めて必額鏡とて歸納の字と求め
其吉也

今抄下なり非なり無加草七曰歸字之訣非考各字
美惡之設也閑際筆記曰此法何世起りと云ふ
西土古人の名と命する有り信有義有象有假有類
唯國と日月山川と以せず又官及隱疾と畜牲器
幣と以せず餘ハ思とてりなり故小太子仇
り衛石惡あり齊陳逆りるる未必求

美字、爲名而況於歸納之字乎無理甚矣或人の曰此日本此制なり左馬頭諱義朝義朝切巢分り左馬頭父を殺乃凶兆なり爾より後世人歸納の字と擇る小宗まり曰不然好事者これを作まり左馬頭の遠祖鎮守府將軍諱經基經基切姫將軍豈如婦女怯軟ならんや伯父河内判官諱義忠義忠切辨判官豈如獸不智ならんや左馬頭の弑逆其心孝なきなかり何與名字相干哉別又義朝切ハ是堯なり非巢此説是なり定名字者天子大臣の諱と考て謹で避へて改納の太字と求るハ不盲れ至りなり

○南廷辨

東鑑より引出物布施抄等より南廷といふものあり廷乃字庭よと化ふ或有藏者よこれと問其人秘傳とくり言ふ多南廷ハ修禪寺の紙なり頼朝伊豆配流

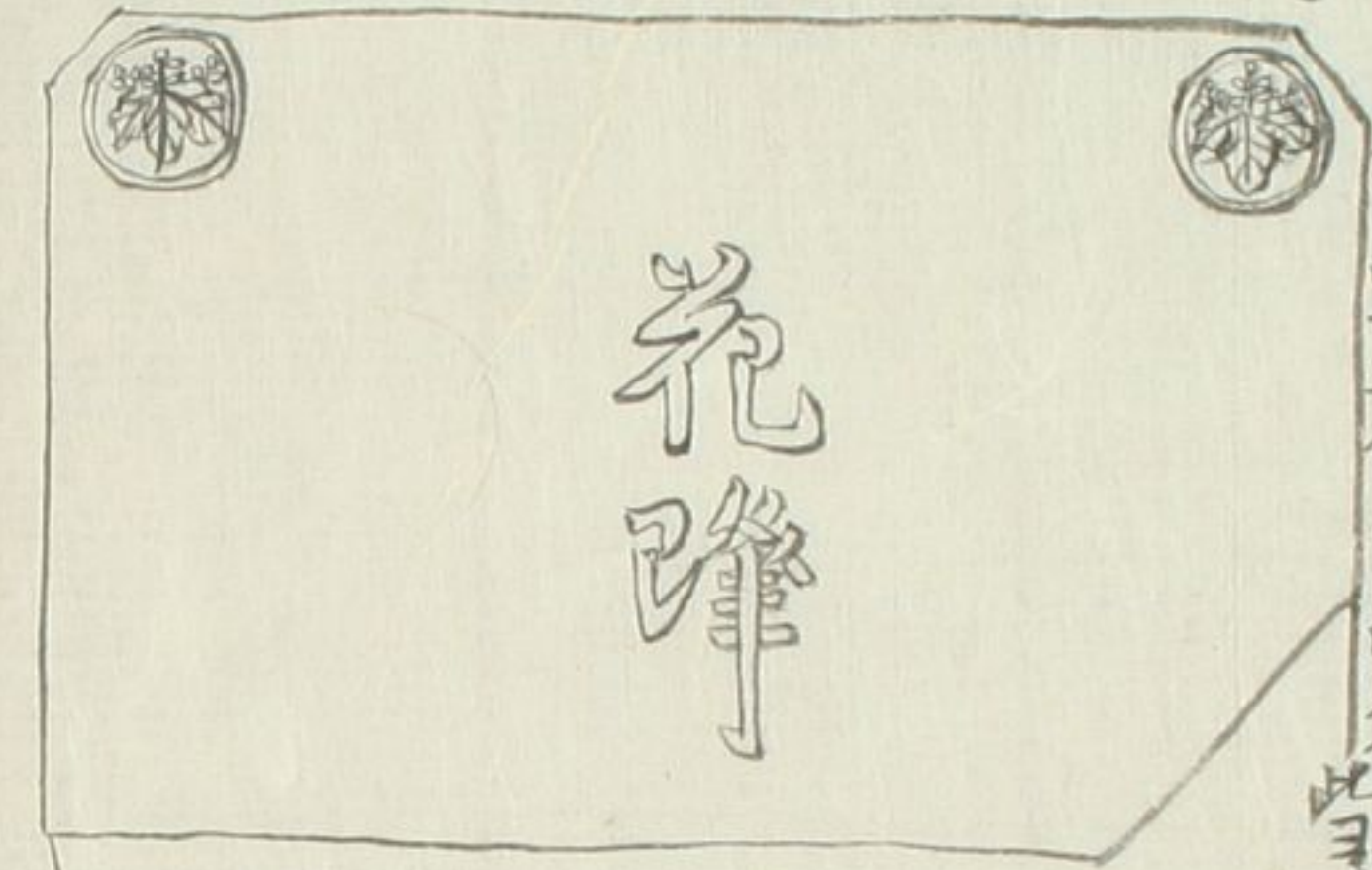
の時修禪寺の南庭よりとあるは此紙と云ふつらうすきりふゆへ南庭と名づく秘苑の事なりや答ふ今按てありは此紙は寺なりやつらうすきり非かり修禪寺の紙と云ふは中御所の首節の拜れと云ふ事ありは細き紙と云ふ事ありはありありと云ふ事ありは巻絹十足南庭一嘉禎元年御甲駿河次郎泰村南庭長井左衛門大夫泰秀三年砂金百兩南庭十又砂金百兩南庭十兩建長四年南庭五置銀折敷二年奉御引出物砂金越後守實時南庭秋田城介泰盛正元二年此類不勝枚舉大槩砂金とはぐ馬絹をよとつらうすきり物と云ふは一人を修禪寺の紙と云ふは中御所の首節の紙と云ふは美字なりと南鑑といふ今勘合の金乃餅と錠といふ南鑑乃錠といふを

略して南錠のしるしを鑑て銀は偏と所て書りり取ると
 有りく是れも庭と書りり取ると東鑑進場乃
 くらも進場外と浪なと南進すのくら銀と取ると
 としは古き武吉の家り純銀は錠一枚あり初めと心
 方とらと

古の印

厚一分但桐ノ刻印ノワレアリ
 横式寸八分但方寸寸八分アリシヲ切欠テトリ遣候ヨシ
 重サ四十三分アリシ由只今ハ加取クアセリ式十三分アリ

標ヨリ標ニテ寸五分



花降

花降ノ二字淺ク雕テアリ

此マデ人ノ切取ニ形ナリ

舊四隅ニ圈ノ内ニ桐ノ刻印アリシ由裏同シ但裏ニ六文字ナシ
 中江銀の炙りりよりて裁て刀劔と飾りしゆると
 圖よりよりこれと古の所南進とすとのいぬ
 たりりぬ

○知行百貫辨

中江地方の知りと討り、百貫千貫とらふ教習あり今も
 仙臺よりその教名ありと、いふ外故西とてい明とる
 人なり、武家系圖相模入道平高時の下白領知二千八
 万七千貫當當代知行百四十三万九千石是田共陸と一
 貫と、いふふりの人あり、奥の人よりすたりとて籍
 字多き古永樂錢十文と米百石八分と、いふ故り百文ハ
 四升八合十貫ハ四斗八升百貫を四十八石と、いふ故ハ
 知り百貫と、いふ今知り百石と同一後世はよとて
 て知りと、いふ米と遺すは四十八分は、いふとて

米早八石を百石と名保りて之を八石古法なり
 之術下りて、新主人古法と云く、改定曰石の古法は
 下りて此、圃場も郡中村郷不夜村八幡宮家系、
 一條家の古文書ありて曰

於本郷中村

八幡より新御寄進田之事

- 中ノ前田
- 一、石を費 九間高 赤五石
- 一、ハシラ松 石を費分 目黒高 泉(虫) 虫
- 大ホトケ 一、七百五十分 菰搦分
- ミソト 一、貳百五十分 立石分

合る参費分宛

永祿二年紀三月吉日 康政(印)

存りて古文書と掲げりて、田千歩と一費とす、今此、鹿畝十
 歩也、是、残りて一文と一費とす、り、高、細と六百貫八
 田十萬歩々の法申して、三十、三町、鹿畝、十歩、知
 り、三百三十三石、三斗、三升、三合とす、一、恐、く、ハ
 奥、く、中、も、此、を、く、ん、宛

俗説贅辨續編下終

土佐國谷先生述作目錄

神代卷中臣菟鹽土傳

合五冊

保建大記打聞

三冊

土佐國式社考

一冊

元亨釋書鈔王臣傳論

一冊

蔡山集

未刻

俗說贅辨附續編

合五冊

平安城

六角通御草町

書林茨城多左衛門印行

贅辨續篇二冊借吉田氏書藏本寫之時自

文政二年秋八月二十九日至九月朔日訖

中村萬喜直衛

